

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき  
 金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和4年度において  
 県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり  
 定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2		
		県(起債)		市町負担金		
			A市	B市	C町	

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	70,390,121
近江八幡市	41,474,467
草津市	96,216,712
守山市	60,565,889
栗東市	53,830,718
甲賀市	46,639,786
野洲市	35,346,982
湖南市	29,827,181
東近江市	52,108,946
日野町	10,887,680
竜王町	9,115,268
計	506,403,750

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	240,452,000

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	211,090,895
長浜市	214,006,041
東近江市	16,747,802
米原市	48,871,572
愛荘町	44,127,314
豊郷町	13,489,697
甲良町	10,174,433
多賀町	13,089,579
計	571,597,333

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	38,357,343
栗東市	34,983,657
計	73,341,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	325,161,750

<b>4処理区合計</b>	<b>1,716,955,833 円</b>
---------------	------------------------

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき  
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和4年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額 (円)
大 津 市	310,842,121
彦 根 市	211,090,895
長 浜 市	214,006,041
近 江 八 幡 市	41,474,467
草 津 市	96,216,712
守 山 市	98,923,232
栗 東 市	88,814,375
甲 賀 市	46,639,786
野 洲 市	35,346,982
湖 南 市	29,827,181
高 島 市	325,161,750
東 近 江 市	68,856,748
米 原 市	48,871,572
日 野 町	10,887,680
竜 王 町	9,115,268
愛 荘 町	44,127,314
豊 郷 町	13,489,697
甲 良 町	10,174,433
多 賀 町	13,089,579
<b>計</b>	<b>1,716,955,833</b>
<p>ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。</p>	